



パンの表示ラベル

パンを販売していく上で、食品表示は欠かせないものです。アレルギー情報や添加物の有無など、購入者が確認し、判断できる情報が食品表示には詰まっております。

より詳しい詳細は農林水産省にお問合せください。下記、農林水産省のHPも参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/index2.html>

パン類の表示項目

※外部から見やすい場所に明瞭に一括して表示することが必要です。

表示事項	表示例
① 名称	食パン
② 原材料名	「小麦粉、砂糖、植物性油脂、パン酵母、食塩」など、原材料に占める重量割合の高いものから順に表示。
③ 添加物	原材料名とは区分して、「添加物 加工デンプン、乳化剤、イーストフード、ビタミンC、・・・」など、添加物に占める重量割合の高いものから順に表示。
④ 原料原産地名	重量割合上位1位の原材料について、原産地名を表示。当該原材料が小麦粉等の加工食品の場合には、原則、「国内製造」等と、その製造地を表示。
⑤ 内容量	「6枚」「8枚」など、枚数で表示。
⑥ 消費期限	「10.10.10」または「28.10.10」などと表示。
⑦ 保存方法	「直射日光及び高温多湿を避けて保存してください」など、製品の特性に従って表示。
⑧ 原産国名	輸入品のみ表示。国産品は表示を省略することができます。
⑨ 事業者の氏名又は名称及び住所	表示内容に責任を有する事業者について表示。 〇〇パン株式会社 〇〇県△△市□□1-23

パン類の名称の表示について

パン類の名称は、食品表示基準の定義に基づいて次のように表示します。

- | | |
|------------|--------|
| ◆食パンの場合 | : 食パン |
| ◆菓子パンの場合 | : 菓子パン |
| ◆その他のパンの場合 | : パン |

その他のパンのうち、パン生地を伸ばし、カットして形を整えて焼いたものを、カットパンと表示することも可能です。

パン類の原材料名に関して

パン類の原材料名に関して、重量の割合が高いものから一般的な名称で表示します。また、下記の原材料名表示も可能になります。

- ◆砂糖やその他の砂糖類 → 砂糖類または糖類と表示
- ◆シナモンやその他の香辛料 → 香辛料と表示

このように原材料表記には砂糖やシナモンが書かれていないが、原材料に使われているということもあります。

パン類の添加物に関して

パン類の添加物に関して、重量の割合が高いものから一般的な名称で表示されます。

パン類の内容量に関して

パン類の内容量は内容数量を表記します。菓子パン、包装食パンやカットパンの場合、個数や枚数などの表示が可能になります。ただし、一個の場合は省略可能になります。

- ◆菓子パン → 個数(1個や2個など)
- ◆包装食パン → 枚数(1枚や2枚など)
- ◆カットパン → 内容数量または内容重量(グラム又はキログラムなど)

包装食パンの保証内容重量の表示について

包装食パンは、包装食パンの表示に関する公正競争規約より、保証内容重量の表示が必要になります。保証内容重量の表示は商品名と同一視野に入る位置または、別記様式欄の枠外で別記様式欄と同一視野に入る位置に表示します。

保証内容重量を1斤340gを基準として「1斤」、「1.5斤」、「9/10斤」、「3/4斤」、「半斤」等と表示します。「斤」の内容を理解していただくために、斤表示に「1斤は340g以上です。」等と併記します。

包装食パンの強調表示の表示について

包装食パンでは、包装食パンの表示に関する公正競争規約より、チーズやレーズンといったような特定の原材料を使用している強調して表示する場合、定められた基準の配合割合を満たしている必要があります。

原材料名を商品名に使用したり、特定の原材料の使用を強調する場合の基準は次のとおりです。

原材料名	基準配合割合（小麦粉100に対する重量比）
チーズ	5%以上
ミルク又は牛乳	乳固形分5%以上（乳脂肪1.35%以上）
蜂蜜	4%以上
レーズン又は干しぶどう	2.5%以上

不当表示の禁止

次のような表示は不当表示となります。

- ・保証内容重量を誤認される恐れがある表示
- ・基準に合致していないものに原材料の使用を強調する表示
- ・「焼きたてパン」などと誤認されるおそれがある表示
- ・客観的な根拠に基づかない「最高級」、「極上」、「高級」などの表示
- ・受賞または推奨について誤認されるおそれがある表示